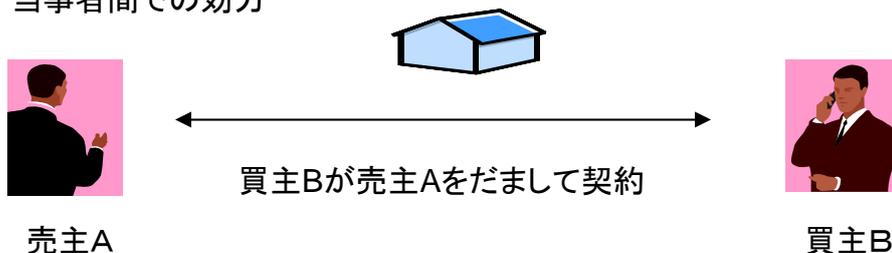


第1章 意思表示 重要度 ★★★

1-1 詐欺とは

詐欺とは、簡単にいうと「**だます**」ことである。だまされて契約してしまった場合、だまされた人には何ができるか。

(1) 当事者間での効力



詐欺の具体例について、例えば、BがAに「近所にゴミ処理場ができることになったから、今なら高く買うので売っちゃいなよ！」とそそのかすことが挙げられる。

だまされて(詐欺により)契約を結んだ者は、その契約を**取り消す**ことができる(96条1項)。したがって、Aが売買契約を取り消すと、建物をBに引き渡さなくてよいことになる。

上の例で、売主Aが建物を引き渡し、買主Bが代金を支払った後、AがBの詐欺を理由に契約を取り消した場合、AとBの関係はどのようなのであろうか。



契約を**取り消す**と、その契約は、**はじめからなかった**ことになる。



契約は、はじめからなかったことになるため、契約の両当事者は、お互いに既に受け取ったものを相手方に返す義務を負う。すなわち、売主Aは、受け取った代金をBに返還し、一方買主Bは、引き渡された建物をAに返還する義務を負う。つまり、当事者双方が義務(債務)を負担することになる。



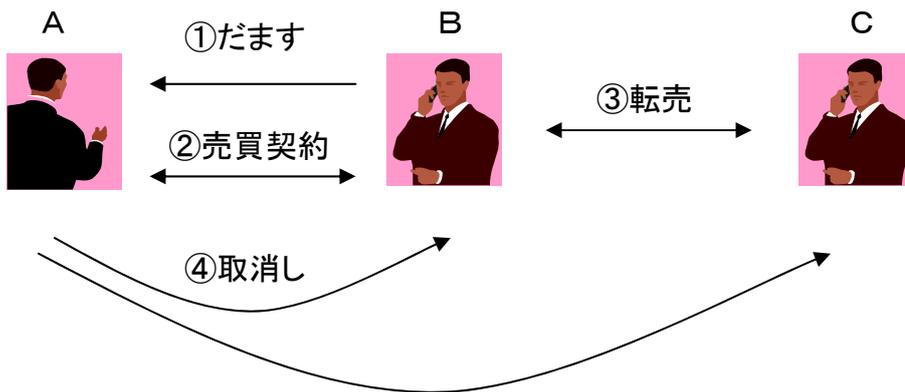
このとき、売主Aの代金の返還と、買主Bの建物の返還は、**同時に行う必要がある(同時履行の関係)**。

もし、売主が先に代金を買主に返還しなければならないとした場合、買主が代金を受け取った後逃亡したら、売主は建物を返還してもらえないし、また代金も返してしまったことから、二重に損をすることになりかねないからである。

(2) 取消し前の第三者との関係(96条3項)

詐欺を理由に契約を取消した者(A)と、契約が取り消される前に登場した**第三者(C)**とは、どのような関係に立つのであろうか。

sample



AはCに「建物を返せ」と主張できる(対抗できる)か？

Cが**善意**の場合

⇒ AはCに建物を返せと**主張できない(対抗できない)**。

Cが**悪意**の場合

⇒AはCに建物を返せと**主張できる(対抗できる)**。

用語解説

善意:ある事実を**知らない**こと。

日常用語で用いる「善意」の意味とは異なるので注意する。

悪意:ある事実を**知っている**こと。

日常用語で用いる「悪意」の意味とは異なるので注意する。

ポイント

- 1 詐欺による契約は、取消すことができる。
- 2 詐欺による契約の取消しは善意の第三者に対抗することができない。

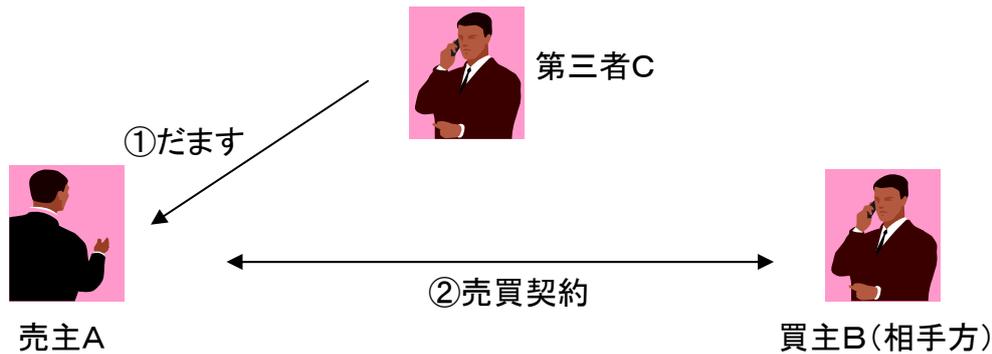
(3) 第三者による詐欺について(96条2項)

契約の相手方(「当事者」という。)以外の人(「**第三者**」という。)によってだまされて契約をした場合はどうなるのであろうか。

Aの立場からすれば、Cに対して「契約を取り消したのだから返せ！」と言いたくなるはずである。一方Cは、「契約の取消しは、あくまでAB間の事情であり、私の知ったことではない！」と言いたくなるはずである。

だまされたAにも多少落ち度があるといえるのであり、そのようなAよりも(詐欺の)事情を知らない第三者Cを保護しようとしたのである。

sample



このとき、買主(相手方)であるBが詐欺の事実を知らない(善意)のときは、売主Aは、契約を**取消すことができず**、買主(相手方)Bが詐欺の事実を知っている(悪意)のときには、売主Aは、契約を**取消すことができる**。

1-2 強迫とは

強迫とは、「おどす」ことである。

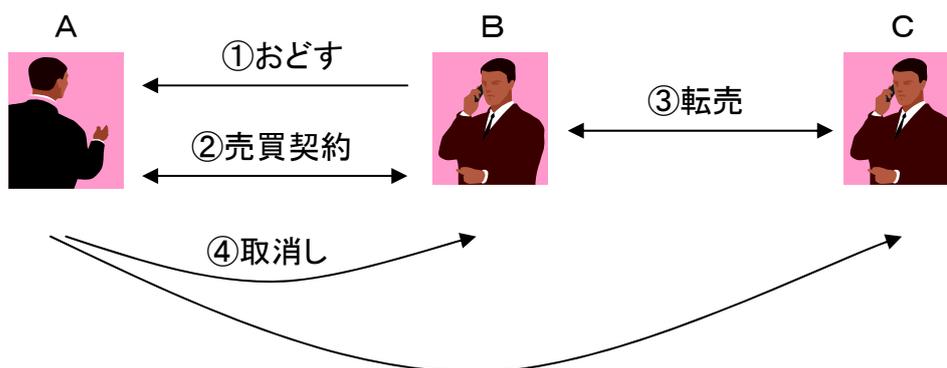
おどされて契約をしてしまった場合、おどされた人はなにができるのだろうか。

(1) 当事者間での効力について

強迫による契約は、**取消すことができる**(96条1項)。

(2) 取消し前の第三者との関係(96条3項反対解釈)

強迫を理由に契約を取消した者(A)と、取消し前に登場した第三者(C)とは、どのような関係に立つのであろうか。



AはCに建物を返せと主張(対抗)できるか？

Cが**善意**: AはCに建物を返せと**主張できる(対抗できる)**。

Cが**悪意**: AはCに建物を返せと**主張できる(対抗できる)**。

第三者による詐欺として、例えば、第三者Cが、Aに対して「今度近所にゴミ処理場ができることになったから今のうちに建物を売ってしまいなよ!」と言ってそのかすことが挙げられる。

第三者による詐欺の場合、契約の取消しの意思表示は、相手方にすべきものであり、第三者にすべきものではない。

なぜこのようなことが問題になるのかは、詐欺のとき【1-1の(2)ご参照。】に説明したとおり。

強迫の場合は、詐欺の場合とは異なり、Aは完全な被害者だから、取消しを第三者Cにも対抗できるとしたのである。